

建築基準法による指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の
指定の取消し、業務停止及び監督命令の公示基準

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課

1 趣 旨

この基準は、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関（以下「各機関」という。）に対する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）の規定に基づく処分及び監督命令に係る公示について、その詳細を定めるものである。

2 基準の対象となる公示

- (1) 法第77条の35第1項の規定による指定確認検査機関への指定の取消しに係る同条第3項及び省令第30条の2の規定に基づく公示
- (2) 法第77条の35第2項の規定による指定確認検査機関への指定の取消し又は業務停止に係る同条第3項及び省令第30条の2の規定に基づく公示
- (3) 法第77条の30第1項の規定による指定確認検査機関への監督命令に係る同条第2項及び省令第29条の3の規定に基づく公示
- (4) 法第77条の35の19第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関への指定の取消しに係る同条第3項及び省令第31条の13の規定に基づく公示
- (5) 法第77条の35の19第2項の規定による指定構造計算適合性判定機関への指定の取消し又は業務停止に係る同条第3項及び省令第31条の13の規定に基づく公示
- (6) 法第77条の35の16第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関への監督命令に係る同条第2項及び省令第31条の11の3の規定に基づく公示

3 公示方法

公示は、ウェブサイトへの掲載により行うものとし、省令第29条の3各号、第30条の2各号、第31条の11の3各号又は第31条の13各号に定める事項を建築安全課所属ページに掲載する。

4 公示期間

公示は、各機関への指定の取消し若しくは業務停止又は監督命令の日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過する日まで行う。

附 則

この基準は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月17日から施行する。